

関 税 政

第 56 号

発行所：関東信越税理士政治連盟
〒330-0842 さいたま市大宮区浅間町2丁目7番地
TEL 048 (643) 1661 FAX 048 (643) 1475

発行責任者：会 長 小 林 俊 一
編集責任者：広報委員長 小 野 朝 嗣
HP <http://www.kanzeisei.jp/>



権堂の勢獅子



奉納踊りの様子

写 真 説 明

「ながの祇園祭御祭礼屋台巡行」(長野市)

初夏の門前町を疫病退散を願い屋台が巡ります。
善光寺をはじめとして、各町で奉納踊りを行います。

目 次

令和6年度税制改正の大綱の概要	2
東日本六税政連役員連絡協議会	6
各県税政連だより	7

令和 6 年度税制改正の大綱の概要

(令和 5 年 12 月 22 日 閣議決定)

※令和 6 年度税制改正法案は、3 月 28 日第 213 回通常国会において可決・成立しました。

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、所得税・個人住民税の定額減税の実施や、賃上げ促進税制の強化等を行う。また、資本蓄積の推進や生産性の向上により、供給力を強化するため、戦略分野国内生産促進税制やイノベーションボックス税制を創設し、スタートアップ・エコシステムの抜本的強化のための措置を講ずる。加えて、グローバル化を踏まえてプラットフォーム課税の導入等を行うとともに、地域経済や中堅・中小企業の活性化等の観点から、事業承継税制の特例措置に係る計画提出期限の延長や外形標準課税の適用対象法人の見直し等を行う。具体的には、I のとおり税制改正を行うものとする。

また、扶養控除等の見直しについて II のとおり決定し、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置について III のとおり決定する。

I 令和 6 年度税制改正

個人所得課税

○所得税・個人住民税の定額減税

- ・令和 6 年分の所得税・令和 6 年度分の個人住民税について、納税者及び配偶者を含めた扶養親族 1 人につき、所得税 3 万円・個人住民税 1 万円を控除する。ただし、納税者の合計所得金額が 1,805 万円以下である場合に限る。

○ストックオプションの利便性向上

- ・スタートアップが付与したストックオプションの場合に、年間の権利行使価額の限度額を最大で 3,600 万円に引き上げる。

○住宅ローン控除の拡充（子育て支援税制の先行対応）

- ・住宅ローン控除について、令和 6 年限りの措置として、子育て世帯等に対し、借入限度額を、認定住宅は 5,000 万円、Z E H 水準省エネ住宅は 4,500 万円、省エネ基準適合住宅は 4,000 万円へと上乘せする。また、床面積要件を緩和する。

○森林環境譲与税に係る譲与基準の見直し

- ・これまでの譲与税の活用実績等を踏まえ、「私有林人工林面積」の譲与割合を 5.5 割（現行：5 割）、「人口」の譲与割合を 2.5 割（現行：3 割）とする。

資産課税

○土地に係る固定資産税等の負担調整措置

- ・宅地等及び農地の負担調整措置について、令和 6 年度から令和 8 年度までの間、商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、現行の負担調整措置の仕組みを継続する。

○法人版事業承継税制の特例措置に係る特例承継計画の提出期限の延長

- ・法人版事業承継税制の特例措置について、特例承継計画の提出期限を 2 年延長する。

法人課税

○賃上げ促進税制の強化

- ・従来の大企業向けの措置について、税額控除率の上乗せ措置（賃上げ 4 % 以上に対して 5 %、5 % 以上に対して 10 %、7 % 以上に対して 15 %、プラチナくるみんやプラチナえ

るぼしの認定を受けている場合に5%等)等の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する。

- ・従来の大企業のうち従業員数が2,000人以下の法人について、3%以上の賃上げを行ったときは、その10%の税額控除ができる中堅企業向けの措置を加える。この場合において、4%以上の賃上げを行ったときは15%、教育訓練費の増加割合が10%以上等であるときは5%、プラチナくるみやえるぼし(3段階目)以上の認定を受けているときは5%を税額控除率に加算する。
- ・中小企業向けの措置について、教育訓練費に係る税額控除率の上乗せ措置について、教育訓練費の増加割合が5%以上等である場合に適用できることとし、くるみやえるぼし(2段階目)以上の認定を受けた場合に税額控除率に5%を加算する措置を加え、5年間の繰越控除制度を設けた上、その適用期限を3年延長する。
- ・法人事業税付加価値割における雇用者給与等支給額の対前年度増加額を付加価値額から控除する措置について、法人税の賃上げ促進税制の見直しに合わせ、適用要件等の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する。

○中小企業事業再編投資損失準備金制度の拡充

- ・中小企業事業再編投資損失準備金制度について、複数回のM&Aを実施する場合において、その株式等の取得価額に90%又は100%を乗じた金額以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その事業年度において損金算入できる措置を加える。

○戦略分野国内生産促進税制の創設

- ・産業競争力強化法(改正を前提)の認定事業適応事業者が、産業競争力基盤強化商品生産用資産の取得等をしたときは、その認定の日以後10年以内の日を含む各事業年度において、その産業競争力基盤強化商品生産用資産により生産された産業競争力基盤強化商品のうちその事業年度の対象期間において販売されたものの数量等に応じた金額の税額控除ができることとする。

○イノベーションボックス税制の創設

- ・国内で自ら研究開発した知的財産権(特許権、AI関連のプログラムの著作権)から生ずる譲渡所得、ライセンス所得のうち、最大30%の金額について、その事業年度において損金算入できることとする。

○第三者保有の暗号資産の期末時価評価課税からの除外

- ・譲渡についての制限その他の条件が付されている暗号資産の期末における評価額は、原価法または時価法のうちその法人が選定した評価方法により計算した金額とするほか、所要の措置を講ずる。

○交際費から除外される飲食費に係る見直し

- ・交際費等の損金不算入制度について、損金不算入となる交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準を1人当たり5,000円以下から1万円以下に引き上げることとした上、その適用期限を3年延長する。

○外形標準課税の適用対象法人の見直し

- ・外形標準課税の対象法人について、現行基準を維持した上で、当分の間、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、当該事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。
- ・資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、資本金が1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。

消費課税**○プラットフォーム課税の導入**

- ・ 国外事業者がデジタルプラットフォームを介して国内向けに行うデジタルサービスについて、国外事業者の取引高が50億円超のプラットフォーム事業者を対象に、プラットフォーム事業者に消費税の納税義務を課す制度を導入する。
- ・ あわせて、国外事業者により行われる事業者免税点制度や簡易課税制度を利用した租税回避を防止するため、必要な制度の見直しを行う。

○外国人旅行者向け免税制度（輸出物品販売場制度）の見直し

- ・ 外国人旅行者向け免税制度については、制度が不正に利用されている現状を踏まえ、出国時に税関において免税購入物品の持ち出しが確認された場合に免税販売が成立する制度へ見直す。制度の詳細については、外国人旅行者の利便性の向上や免税店の事務負担の軽減に十分配慮しつつ、空港等での混雑防止の確保を前提として、令和7年度税制改正において結論を得る。

○航空機燃料譲与税に係る譲与基準の見直し

- ・ 着陸料に代えて、新たな譲与基準として「航空機の重量×着陸回数（延べ重量）」及び「旅客数」を用いる。また、延べ重量及び旅客数については、空港対策に関する財政需要との対応性を考慮し、必要な減額・増額補正を行う。

国際課税**○グローバル・ミニマム課税への対応**

- ・ 令和5年度税制改正で法制化した所得合算ルール（IIR：Income Inclusion Rule）について、経済協力開発機構（OECD）によるガイダンスや国際的な議論の内容を踏まえた制度の明確化等の観点からの見直しを行う。

○非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度の整備等

- ・ OECDにおいて策定された暗号資産等報告枠組み（CARF：Crypto-Asset Reporting Framework）に基づき、租税条約等により各国税務当局と自動的に交換するため、国内の暗号資産取引業者等に対し非居住者の暗号資産に係る取引情報等を税務当局に報告することを義務付ける制度を整備する。

納税環境整備**○GビズIDとの連携による e-Tax の利便性の向上**

- ・ 法人が、GビズID（一定の認証レベルを有するものに限る。）を用いて e-Tax により申請等を行う場合には、その申請等を行う際の電子署名等を要しないこととする。

○更正の請求に係る隠蔽・偽装行為に対する重加算税制度の整備

- ・ 隠蔽・偽装された事実に基づき更正請求書を提出していた場合を重加算税の適用対象に加える。

○不正申告を行った株式会社の役員等に対する徴収手続の整備

- ・ 偽りその他不正の行為により国税を免れた株式会社の役員等（株式会社の発行済株式の50%超を有し、偽りその他不正の行為をした者等に限る。）は、株式会社等から徴収不足となるときに限り、株式会社等から移転した一定の財産の価額を限度として、その国税の第二次納税義務を負うこととする。

○地方公金に係る eLTAX 経由での納付

- ・ eLTAX（地方税のオンライン手続のためのシステム）を通じた電子納付の対象に地方税以外の地方公金を追加することとし、地方税共同機構の業務に公金収納事務を追加する。

関税**○暫定税率等の適用期限の延長等**

- ・令和5年度末に適用期限の到来する暫定税率（411品目）の適用期限を1年延長する等の措置を講ずる。

○輸入手続の利便性向上

- ・特例輸入者による特例申告の納期限延長において必須とされている担保について、関税の保全のために必要があると認められる場合にのみ提供を求めることとする。

Ⅱ 扶養控除等の見直し

児童手当については、所得制限が撤廃されるとともに、支給期間について高校生年代まで延長されることとなる。

これを踏まえ、16歳から18歳までの扶養控除について、15歳以下の取扱いとのバランスを踏まえつつ、高校生年代は子育て世帯において教育費等の支出がかさむ時期であることに鑑み、現行の一般部分（国税38万円、地方税33万円）に代えて、かつて高校実質無償化に伴い廃止された特定扶養親族に対する控除の上乗せ部分（国税25万円、地方税12万円）を復元し、高校生年代に支給される児童手当と合わせ、全ての子育て世帯に対する実質的な支援を拡充しつつ、所得階層間の支援の平準化を図ることを目指す。

さらに、扶養控除の見直しにより、課税総所得金額や税額等が変化することで、所得税又は個人住民税におけるこれらの金額等を活用している社会保障制度や教育等の給付や負担の水準に関して不利益が生じないように、当該制度等の所管府省において適切な措置を講じるとともに、独自に事業を実施している地方公共団体においても適切な措置が講じられるようにする必要がある。

具体的には、各府省庁において、今回の扶養控除の見直しにより影響を受ける所管制度等を網羅的に把握し、課税総所得金額や税額等が変化することによる各制度上の不利益が生じないように適切な対応を行うとともに、各地方公共団体において独自に実施している事業についても同様に適切な対応を行うよう周知するなど所要の対応を行う必要がある。

扶養控除の見直しについては、令和7年度税制改正において、これらの状況等を確認することを前提に、令和6年10月からの児童手当の支給期間の延長が満年度化した後の令和8年分以降の所得税と令和9年度分以降の個人住民税の適用について結論を得る。

ひとり親控除について、とりわけ困難な境遇に置かれているひとり親の自立支援を進める観点から、対象となるひとり親の所得要件について、現行の合計所得金額500万円以下を1,000万円以下に引き上げる。

また、ひとり親の子育てにかかる負担の状況を踏まえ、ひとり親控除の所得税の控除額について、現行の35万円を38万円に引き上げる。合わせて、個人住民税の控除額について、現行の30万円を33万円に引き上げる。

こうした見直しについて、令和8年分以降の所得税と令和9年度分以降の個人住民税の適用について扶養控除の見直しと合わせて結論を得る。

Ⅲ 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置については、令和5年度税制改正大綱に則って取り組む。なお、たばこ税については、加熱式たばこ紙巻たばことの間で税負担の不公平が生じている。同種・同等のものには同様の負担を求める消費課税の基本的考え方に沿って税負担差を解消することとし、この課税の適正化による増収を防衛財源に活用する。その上で、国税のたばこ税率を引き上げることとし、課税の適正化による増収と合わせ、3円/1本相当の財源を確保することとする。

あわせて、令和5年度税制改正大綱及び上記の基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて適当な時期に必要な法制上の措置を講ずる趣旨を令和6年度の税制改正に関する法律の附則において明らかにするものとする。

東日本六税政連役員連絡協議会に出席

4月16日、京王プラザホテル（新宿区）において、東京税理士政治連盟主幹による「東日本六税政連役員連絡協議会」が開催された。関税政からは、小林俊一会長をはじめ、役員及び事務局10人が出席した。



名倉東税政会長あいさつ



足達東京会会長あいさつ

協議会は、名倉明彦東京税政連会長及び足達信一東京税理士会会長のあいさつの後、当協議会のテーマである「組織率向上に向けた取組みについて」「財務状況について」に沿って、各単位税政連からの報告に移った。関税政の報告は、成澤優一朗副会長が行った。いずれの連盟からも、組織率の低下と財務状況の悪化、それらへの対策に苦心していることが報告された。



成澤副会長の報告

その後、各連盟から1人のパネラーが参加するパネルディスカッションに移った。関税政からは岸幹事長がパネラーとなり、協議会のテーマによるディスカッションを行った。



パネラーを務める岸幹事長



パネルディスカッションの様子

以上で協議会のプログラムは終了し、吉川裕一日税政幹事長からの講評の後、工藤重信東北税政連会長の閉会あいさつにより協議会は閉会した。

終了後の懇親会では、協議会のテーマに限らず様々な情報交換や歓談があり、東日本六税政連の間で懇親を深め、盛会のうちに終了した。



懇親会の様子

協議会に出席して 幹事長 岸 生子

会議の参加者として会議内容と感想を述べたい。北海道・東北・東京・東京地方・千葉・関東信越の6税政連が2年に一度テーマを決めて協議をしている。今回は「組織率」と「財務状況」について、会費の収納率・入会届の有無・税理士会との連携・改善策など、各連盟から問題点や取り組みを発表した。

関税政からは、税理士会や支部との連携や協力が不可欠であること、より強く税理士会との一体感を出すことはできないものかと提起した。析税政で起きた訴訟の結果を受け、税理士の政治活動に対する会員の理解をより得られるような方策を考えていきたい。

衆議院の解散総選挙が予想される中、「政治資金問題」についても政治連盟として毅然とした態度を示さないとならないときである。今回の東日本六税政連の協議が税政連の指針となることを願う。

各県税政連だより

茨城県税理士政治連盟

幹事長
原 口 哲 也

1. 新春賀詞交歓会

1月17日、ホテルレイクビュー水戸（水戸市）において、茨城県税理士協同組合、関東信越税理士会茨城県支部連合会との3会合同新春賀詞交歓会を開催した。県税理士3団体合同の賀詞交歓会ということで、大井川和彦茨城県知事、高橋靖水戸市長が出席され、それぞれあいさつをいただいた。また、後援会を組織している国会議員だけでなく、県内すべての国会議員を来賓として招待した。

出席者は国会議員本人が6人、秘書による代理が9人の総勢15人であった。

あいさつは、福島伸享衆議院議員（無所属・茨城1区）、葉梨康弘衆議院議員（自民党・茨城3区）、浅野哲衆議院議員（国民民主党・茨城5区）、田所嘉徳衆議院議員（自民党・比例北関東）、小沼巧参議院議員（立憲民主党・茨城県）、加藤明良参議院議員（自民党・茨城県）からいただいた。



高橋靖水戸市長



福島伸享衆議院議員



葉梨康弘衆議院議員



大井川和彦茨城県知事



浅野哲衆議院議員



田所嘉徳衆議院議員



税理士による国光あやの後援会総会
国光議員 前列左から4人目



小沼巧参議院議員

(2) 税理士による永岡桂子後援会定期総会

3月18日、ホテル山水（古河市）において、「税理士による永岡桂子後援会」定期総会が開催された。

議事はすべて賛成多数で承認可決され、議事終了後に永岡桂子衆議院議員（自民党・茨城7区）から国政報告をいただいた。



加藤明良参議院議員



税理士による永岡桂子後援会総会
永岡議員 最前列右から3人目

2. 後援会活動について

(1) 税理士による国光あやの後援会定期総会

1月30日、イタリアン・レストラン金澤屋（土浦市）において、「税理士による国光あやの後援会」定期総会が開催された。

議事はすべて賛成多数で承認可決され、議事終了後に国光あやの衆議院議員（自民党・茨城6区）から国政報告をいただいた。

栃木県税理士政治連盟

幹事長

小 口 秀 一

1. 新年賀詞交歓会

1月13日、関東信越税理士会栃木県支部連合会、栃木県税理士協同組合、栃木県連国保、栃木県税理士政治連盟の4団体の共催で、29回目の栃木県税理士会令和6年賀詞交歓会を宇都宮東武ホテルグランデ（宇都宮市）で開催した。

当日は、福田富一栃木県知事と本県選出の国会議員7人、岸生子関税政幹事長、成澤優一朗

長野税政連会長のご出席をいただき、元日に発生した能登半島地震で亡くなられた方々に全員で黙祷を捧げてから開会した。

すべてのご来賓の方々からあいさつをいただき、時間の許す限り参加者と交流を図っていただいた。特に知事には、最後までお付き合いいただき感謝申し上げます。



星野会長あいさつ



福田富一栃木県知事



福田昭夫衆議院議員（立憲民主党・栃木2区）



藤岡隆雄衆議院議員（立憲民主党・比例北関東）



高橋克法参議院議員（自民党・栃木県）



船田元衆議院議員（自民党・栃木1区）



上野通子参議院議員（自民党・栃木県）



五十嵐清衆議院議員（自民党・比例北関東）



来賓の皆様と役員



海老原後援会会長と藤岡議員

2. 後援会活動について

(1) 税理士による藤岡たかお後援会設立総会

「税理士による藤岡たかお後援会」の設立総会が令和5年11月24日に小山パレスホテル（小山市）で行われた。栃木県としては、平成30年10月26日に「税理士による高橋かつのり後援会」が発足して以来、5年ぶりに新たな後援会が誕生したこととなり、星野昌弘会長が目指していたことが一つ実現したことになる。しかもこの後援会は、関税政で333番目の後援会に当たるようで、議員になった早々に後援会を作っていただけなこと、めでたいゾロ目番号を賜ったことが重なり、藤岡隆雄衆議院議員（立憲民主党・比例北関東）も嬉しそうにあいさつされていた。

総会は町田有政会員の司会の下、後援会会長に海老原和弘会員、幹事長に中村賢一会員が選ばれ、他の役員を含め全員が就任を承諾した。役員を代表して、海老原会長からあいさつがあった。

また当日は、小林俊一関税政会長が来賓としてご出席くださった。小林会長には当日遅くまでお付き合いをいただいた。



小林関税政会長あいさつ



後援会設立を記念して

(2) 税理士による高橋かつのり後援会定期総会

令和5年11月27日、税理士による高橋かつのり後援会定期総会がホテルニューイタヤ（宇都宮市）で開催された。久々の開催になったが、総会以上に、高橋議員の軽快で面白い国政報告会の場であった。

冒頭、長谷川薫後援会会長から、本年に予定される首長選挙への関わりの話も出たが、果たしてどうなることか、目が離せない。栃税政も可能な限り協力応援する予定である。



藤岡議員あいさつ



税理士による高橋かつのり後援会総会
高橋議員 最前列左から4人目

群馬県税理士政治連盟

幹事長

小 野 朝 嗣

1. 支局長会議

令和5年12月11日、ホテルラシーネ新前橋（前橋市）において支局長会議を開催した。「会員増強策と会費収納率向上策」について検討を行った。

群税政の組織率・収納率はともに堅調だが、各支局の現状と問題点を把握し、引き続き組織率・収納率の向上に努めることを確認した。

2. 後援会活動について

4月5日、ホテルグランビュウ高崎（高崎市）において、「税理士による富岡賢治後援会」の定期総会が開催された。26人の会員の参加により議事はすべて承認可決された。総会終了後、富岡賢治高崎市長から市政報告をいただいた。



「税理士による富岡賢治後援会」定期総会の様子

3. 税務支援会場の視察

2月18日、笠懸公民館（みどり市）で行われた桐生支部独自の税務支援事業に、井野俊郎衆議院議員（自民党・群馬2区）の視察があった。税務支援は、税理士制度の維持発展のための重要な事業であることをご理解いただくことができた。



写真左から目崎・柳澤副支部長、尾花支部長、井野議員、押見後援会幹事長、佐田支部税対部長

埼玉県税理士政治連盟

幹事長

新 井 正

1. 国会議員との懇談会の開催

令和5年12月18日、埼玉県税理士会館（さいたま市）において、国会議員との懇談会を開催した。

懇談会は、岸生子会長の開会のあいさつ後、懇談に移った。当日は黄川田仁志衆議院議員（自民党・埼玉3区）、枝野幸男衆議院議員（立憲民主党・埼玉5区）、小宮山泰子衆議院議員（立憲民主党・比例北関東）、牧原秀樹衆議院議員（自民党・比例北関東）、矢倉克夫参議院議員（公明党・埼玉県）、高木真理参議院議員（立憲民主党・埼玉県）に出席いただき、埼玉税政からは、役員及び会員約30人が参加した。

岸会長の進行のもと、出席国会議員、埼玉税政の双方から活発な要望や意見が交わされた。財

務副大臣である矢倉議員には税制改正大綱につき解説をしていただき、それについての質疑が行われるなど、盛会のうちに終了した。



出席した議員の皆様



会場の様子



(左から) 高木議員、黄川田議員、牧原議員

2. 確定申告会場の視察

税理士会が確定申告時期に行っている税務支援について理解を得るため、推薦国会議員等に対しその実態を視察するよう後援会や支局に働きかけ、5人の国会議員の先生方に確定申告会場を視察していただいた。視察にあたっては、税務支援の実状を説明し、税理士会が行う社会貢献活動について理解を求めた。



三ツ林裕巳衆議院議員（自民党・埼玉14区）左



山口晋衆議院議員（自民党・埼玉10区）右から2人目



枝野幸男衆議院議員（立憲民主党・埼玉5区）右から3人目



牧原秀樹衆議院議員（自民党・比例北関東）中央



大島敦衆議院議員（立憲民主党・埼玉6区）中央

3. 後援会活動について

3月22日、越谷コミュニティセンター（越谷市）において、「税理士による黄川田仁志後援会」定期総会が開催された。36人の会員の参加により、議事はすべて賛成多数で承認可決され、議事終了後に、小林俊一関税政会長からあいさつをいただいた。

総会後の懇親会では、黄川田議員が落語を披露されるなど、和やかな会となった。



池淳一会長あいさつ



税理士による黄川田仁志後援会定期総会
黄川田議員 前列右から4人目



幹事会会議風景

新潟県税理士政治連盟

幹事長
田 中 操

1. 第3回幹事会について

令和5年12月19日、アートホテル新潟駅前（新潟市）において書面決議の限界を払拭すべく下記議案を協議した。

関税政が定めた標準県税理士政治連盟規約を基にした県税政の規約等や新規会員勧誘と入会手続きなど活発に意見が交わされた。

- (1) 第56回定期大会の反省について
- (2) 各委員会報告
- (3) 国会議員への陳情について
- (4) 後援会活動報告
- (5) 規約・規程の整備、見直しについて
- (6) その他

2. 税理士による国会議員後援会定期総会・国政報告会について

激甚災害に指定された1月1日の「令和6年能登半島地震」により、新潟県内でも液状化被災や一部破損を含む被災住宅は21,541棟（県災害対策本部4月1日現在）となった。さらに暴風雪も重なったが、1月19日から2月10日までの間に万全の対策を講じて、税理士による国会議員後援会の定期総会・国政報告会を県税政役員臨席のうえ実施することができた。実施した後援会は斎藤洋明、塚田一郎、鷺尾英一郎、国定勇人、高鳥修一後援会である。

国政報告会においては、税制改正や災害支援について意見交換ができた。



斎藤洋明（自民党・新潟3区）後援会
斎藤議員 前列右から4人目

長野県税理士政治連盟

幹事長

堀内義広



塚田一郎（自民党・比例北陸信越）後援会
塚田議員 前列左から4人目



鷺尾英一郎（自民党・比例北陸信越）後援会
鷺尾議員 最前列中央



国定勇人（自民党・比例北陸信越）後援会
国定議員 前列中央



高鳥修一（自民党・比例北陸信越）後援会
高鳥議員 前列中央

1. 故 若林正俊 先生「お別れの会」に参列

令和5年12月19日、ホテル国際21（長野市）で農林水産大臣・環境大臣を務められ長野県のために永年ご尽力いただいた、元衆議院議員・参議院議員、若林正俊先生の「お別れの会」が開催された。

若林先生は、昭和58年第37回衆議院議員総選挙で「誇りあるふるさとづくり、国づくり」をスローガンに初当選されて以来、参議院議員時代には財務副大臣、環境大臣、農林水産大臣を歴任し、長野県のため日本国のために力を惜しまず政治活動をしていただいた。

当日は、参列者の列がホテルの外まであふれ、若林先生のお人柄やご功績がしのばれた。

若林正俊先生のご冥福をお祈りいたします。



若林正俊先生お別れの会

2. 後援会活動について

2月25日、「税理士による宮下一郎後援会」の定期総会が割烹海老屋（伊那市）で開催された。宮下一郎衆議院議員（自民党・長野5区）から国政報告をいただき、自由民主党の現状についてお話があった。後援会会員とも活発な意見交換が行われた。

3. 長野県隣接士業政治連盟懇談会開催

毎年開催されている、長野県社会保険労務士政治連盟、長野県税理士政治連盟、長野県行政

書士政治連盟による隣接士業政治連盟懇談会が、2月8日、ホテルメトロポリタン長野（長野市）において開催された。本年度は、社会保険労務士政治連盟が幹事を担当し、社会保険労務士業界の現状を報告する会長あいさつから始まった。

どの士業でも、政治連盟の組織率低下が一番の問題として挙げられた。特に若い会員の未加入が顕著で、社会保険労務士政治連盟では組織率が56.3%となっており危機感を強めていた。税理士政治連盟の組織率は他士業に比べると高水準ではあるが年々減少しており、特に勤務税理士や公認会計士有資格者の未加入が多い。行政書士政治連盟も司法書士との兼業者が加入しないとのことであった。

組織率の向上策として、①政治連盟の必要性や重要性等を広報活動によりアピールする ②入会のメリットを周知する ③会費の値下げが挙げられた。しかし会費の値下げについては、財政の悪化を招く恐れがあるとの否定的な意見があった。

各士業ともに法改正等により業務の煩雑さが増加しており、国会議員を通じての陳情がとても重要であることに違いはなかった。

4. 長野県税政連の活動【3月31日現在】

令和5年

- ・ 11月17日 財務省意見交換会について報告会開催
宮下農林水産大臣表敬訪問報告会開催
- ・ 12月19日 故若林正俊先生 お別れの会に参列

令和6年

- ・ 1月11日 日税連 新年賀詞交歓会に出席
宮下一郎衆議院議員（自民党・長野5区）を訪問
後藤茂之衆議院議員（自民党・長野4区）を訪問
- ・ 1月16日 県税政連機関紙「県税政だより」編集会議開催
- ・ 2月8日 長野県隣接士業懇談会に出席
- ・ 2月25日 宮下一郎後援会定期総会に出席
- ・ 2月25日 長野税務署（長野市）において、若林健太衆議院議員（自民党・長

野1区）の個人確定申告相談会場視察に同行

- ・ 2月26日 松本税務署（松本市）において、務台俊介衆議院議員（自民党・比例北陸信越）の個人確定申告相談会場視察に同行



太田直樹日税連会長と宮下議員



日税連賀詞交歓会 宮下議員とともに



若林議員 確定申告相談会場視察 左から3人目



務台議員 確定申告相談会場視察 左から2人目

悩んでいませんか?! 退職金対策



ぜいたいきょうが
安心! オススメ!

安心できる退職金制度は?

関与先にも紹介したい...

そんなときは、**税理士事務所職員・関与先事業所従業員のための**

特定退職年金共済制度

えっ? 複利で2%!?



ひとり1件紹介キャンペーン実施中 紹介手数料をお支払いします

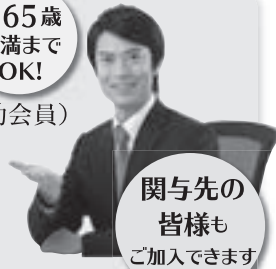
- 関与先をご紹介いただいた場合
新規加入事業所 20,000円 / 1件 + 消費税 被共済者 5,000円 / 1名 + 消費税
- 税理士をご紹介いただいた場合
新規加入事務所 40,000円 / 1件 + 消費税 被共済者 5,000円 / 1名 + 消費税

※ご紹介の経緯によって金額が変わる場合がございます。詳しくはぜいたいきょう事務局まで。

ご契約いただける方

- ① 税理士会会員 (税理士法人含む)
- ② 税理士会及び税理士関連組織 (賛助会員)
- ③ 関与先等 (賛助会員)

満65歳
未満まで
OK!



関与先の
皆様も
ご加入できます

制度の特徴

- 月額3,000円から、確かな保証!
- 掛金は全額必要経費、または損金に計上できます。
- 制度加入前の勤務期間を最長10年まで通算できます。ただし、満60歳未満の方まで可。
※掛金については、「退職年金共済制度のしおり」をご覧ください。お手元がない場合はぜいたいきょう事務局までご請求ください。
- 退職一時金は職員に直接お支払いいたします。
- 退職年金は、退職後(受給要件を満たした場合)10年間にわたって職員にお支払いいたします。
- ★ 充実した福祉事業制度 (結婚祝金・出産祝金・死亡弔慰金をご用意)

※掛金の費用負担は
ございません。

	共済契約者	被共済者
結婚祝金	20,000円	10,000円
出産祝金	10,000円	
死亡弔慰金	50,000円	30,000円

退職一時金及び遺族一時金の給付例 単位円

口数	10口(10,000円)の場合		
	基本退職 年金月額	基本退職 一時金	基本遺族 一時金
加入 期間			
1年		117,700 掛金 120,000	157,700 掛金 120,000
5年		612,300 掛金 600,000	692,300 掛金 600,000
10年	11,820	1,288,300 掛金 1,200,000	1,388,300 掛金 1,200,000
15年	18,670	2,034,700 掛金 1,800,000	2,134,700 掛金 1,800,000
20年	26,240	2,858,800 掛金 2,400,000	2,958,800 掛金 2,400,000
25年	34,590	3,768,600 掛金 3,000,000	3,868,600 掛金 3,000,000
30年	43,810	4,773,100 掛金 3,600,000	4,873,100 掛金 3,600,000
35年	53,990	5,882,200 掛金 4,200,000	5,982,200 掛金 4,200,000
40年	65,230	7,106,700 掛金 4,800,000	7,206,700 掛金 4,800,000

※給付額は「一般社団法人ぜいたいきょう退職年金共済規約」に基づく基本退職年金等の金額であり、将来改定されることがあります。そのため3年ごとに給付額の見直しをいたします。
 ※1口1,000円のうち、運営事務費は30円です。
 ※基本遺族一時金について、基本退職一時金の上乗せ金額に対する掛金の費用負担はございません。

税 退 共

一般社団法人 **ぜいたいきょう**

(旧 社団法人 税理士事務所職員退職年金共済会)

〒330-0846
さいたま市大宮区大門町2-88 大野ビル6階
Tel.048(645)8720 Fax.048(645)9261
https://www.zeitaikyoo.com



制度の詳細はホームページを
ご覧ください

ぜいたいきょう

ぜいたいきょうは税理士事務所職員・関与先事業所従業員のための特定退職年金共済制度を運営することを通じて、皆様の繁栄を応援しています。1983年(昭和58年)に設立されて以来、お預かりした掛金の健全運営に努め、給付金に反映させています。

(株)日税ビジネスサービスは おかげさまで創立50周年を迎えました

税理士専用の口座振替サービス

税理士協同組合の 報酬自動支払制度



インボイス制度
&
電子帳簿保存法保存期間対応!

関与先様 1件から利用可能

詳しい制度内容はホームページから!

“報酬自動支払制度”で
検索 または
報酬自動支払制度 **検索**

QRコードから
アクセス



用途に応じて選べる2つのタイプ

振替管理型

売上管理型



少ない件数からの
利用をお考えの先生

基本料が無料なので気軽にご利用を
開始できます。

基本料 (振込手数料含む)

口座振替請求手数料

無料

335円/件



請求・集金に関する
業務負担軽減を
お考えの先生

機能が充実し事務所の請求管理業務の
一部を自動化できます。

基本料 (振込手数料含む)

口座振替請求手数料

1,800円/月

240円/件

5日と28日両方の振替日をご利用
の場合、2,100円/月となります。

*表示金額は消費税を含みません。

報酬自動支払制度のお問い合わせは

0120-155-551

関与先様の集金は **My 集金 NET**

集金業務でお悩みの関与先様をご紹介ください。
賃料・各種会費・購読料など定期・不定期を問わず1件からサポートします。

My 集金 NETのお問い合わせは **03-3345-0890**



税理士協同組合事務代行社

株式会社 **日税ビジネスサービス**



税理士職業賠償責任保険

契約更新のお知らせ

「2024年度 更新手続きのご案内」を必ずご確認ください



口座振替の皆様へ

4月上旬 更新手続きのご案内発送

★更新内容を変更する場合と契約更新しない場合は、お知らせください。

口座振替日は

6月27日(木)です

郵便振替の皆様へ

5月上旬 更新手続きのご案内発送

☆更新用の払込取扱票(ゆうちょ銀行)で保険料をお払い込みください。

保険料払込期限は

6月28日(金)です

.....
保険契約者(団体契約) 日本税理士会連合会
.....

お問合せ先 (株)日税連保険サービス

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館5階

電話 0120-320-912 FAX 03-5435-0907





<https://www.zeirishi-hoken.co.jp>




新時代も変わらない 助け合いの輪を

税理士の、税理士による、税理士のための
 相互扶助団体、それが「日本税理士共済会」です。
 下記制度へのご加入を賜りましょう、
 心よりお願い申し上げます。

日本税理士共済会 理事長 江本 英仁

 <p>税理士 団体保障</p>	 <p>団体介護保障</p>	 <p>選べる 医療保障 マイセレクト</p>	 <p>所得補償</p>
個人単位で加入できる 仕体定期保険	要介護2以上で 介護一時金支給	入院通算1,095日 まで保障	病気やケガによる 就業不能をカバー

にちせいきょうさい

日本税理士共済会

〒141-0022 東京都中央区本町1-10-10 日本税理士共済会
 電話 03-5740-0321 FAX 03-5740-0323
 e-mail jim@zeirishikyosai.com HP <http://www.zeirishikyosai.com>

日本税理士共済会は
 公益財団法人「日本税務研究センター」が運営する
 「日税研通信ゼミ」を支援しています。

ウェブサイトは
 こちら



関東信越税理士協同組合連合会 事業のご案内

当連合会は、各県税理士協同組合及び組合員（以下「所属員」という。）の相互扶助の精神に基づき、共同事業を行い、所属員の自主的な経済活動を促進し、経済的地位の向上を図ることを目的として、中小企業等協同組合法に基づき設立し運営されています。

主な事業活動は次のとおりです。他にも各県税理士協同組合では、それぞれ特色ある事業を活発に推進しておりますので是非ご利用ください。

◆購買及び斡旋事業

税理士報酬領収書の販売、図書（路線価図他）の注文及び販売、税理士専用カード、税理士報酬自動支払制度、機密書類リサイクルボックスの斡旋

◆教育情報事業

セミナーの企画・開催

◆福祉共済事業

グループ保険共済制度（本連合会独自の団体定期保険）、退職金共済制度、ぜいりし年金制度
関東信越税協連企業年金基金

◆福利厚生事業

あんしん財団事業（事業総合傷害保険、労働災害防止、福利厚生）
中小企業退職金共済制度、結婚紹介サービス、ゴルフ場提携利用（特約企業提携料金）

◆広報事業

会報「関東信越税理士界」の『関税協のページ』に活動状況、事業概要等の情報を掲載
ホームページによるタイムリーな情報の提供

◆全国税理士共栄会関東信越地区会事業

全税共「VIP 大型総合保障制度」「全税共年金制度」の推進

◆関東信越税協連共済会事業

総合事業保障プラン、税理士向け報酬自動振替システム、関与先向け集金代行サービス
M & Aの仲介

お問い合わせ 関東信越税理士協同組合連合会

〒330-0842 さいたま市大宮区浅間町2丁目7番地

電話 048-650-0333 FAX048-650-0335 <http://www.kanzeikyo.or.jp/>